

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。
- 刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）などの民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。
- しかしながら、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院など）の入所者や被疑者・被告人の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま再び地域に戻る者も数多く存在しています。
- そのため、高齢者などの中には地域に戻ってきても生活困窮や孤立によって再犯につながっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。
- このようなことを踏まえ、県では、平成22（2010）年7月に鳥取県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進めてきました。
- 近年の刑法犯検挙人員は、平成16（2004）年を境に減少を続け、令和元（2019）年の初犯者数（98,640人）は、ピーク時の昭和59（1984）年の初犯者数（307,388人）から67.9%減少しているものの、令和元（2019）年の再犯者数（93,967人）は、ピーク時の平成18（2006）年の再犯者数（149,164人）から37.0%の減少に止まっています。
- そのような中、国においては、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることから、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間が連携協力し、再犯防止推進施策の総合的な推進を図ることとされました。

○これを受け、県では、全国に先駆けて平成30（2018）年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した者を孤立・排除するのではなく、地域全体で包み込み、共に支え合って生活できる社会づくりを展開していくため、再犯防止施策の充実・強化を推進していくこととしています。

○平成30（2018）年6月から令和3（2021）年3月まで国のモデル事業により鳥取県社会生活自立支援センターを設置し、被疑者・被告人等のうち高齢又は障がいにより福祉的な支援が必要な人に適切なサービスを提供できるよう関係機関へのつなぎを実施しました。モデル事業終了後は、4月から地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所者だけでなく、被疑者・被告人等の支援についても実施していますが、支援を行うに当たっては自治体間、福祉関係機関との連携や地域住民の理解が必要となっています。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では「近所に刑を終えて出所した人がいたとき、地域の仲間として迎えることができる」という設問に関して、「できる」「どちらかといえばできる」と回答した人は全体の3割に留まっており、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組等を通じて、全ての人が社会で役割を持ち意味ある存在として生活していることを認識する学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されることが必要です。

法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年7月に社会を明るくする運動等の啓発活動を実施していますが、本県においても、この偏見や差別意識を解消するため、同省と連携して意識啓発を推進します。

### （2）相談・支援の充実

再犯防止など更生保護の充実発展のため、啓発や研究等、被保護者への教育・環境調整・医療費支給・食事給付などを行う更生保護団体を支援します。

刑務所等の矯正施設退所予定者及び退所者並びに被疑者・被告人等のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者）については、入所中又は刑事司法手続き中から矯正施設、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関が連携し、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターにおいて、本人やその家族等からの相談を踏まえ、退所又は釈放後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

引き続き再犯防止など更生保護の充実発展に向けた取組について、国や関係機関と連携し必要な支援をしていきます。